

特定非営利活動法人函館市スポーツ協会役員選任規程

(目的)

第1条 この規程は特定非営利活動法人函館市スポーツ協会定款第4章に定める役員について、その詳細を定めることを目的する。

(役員の数)

第2条 定款第13条第1項で定める役員（登記上の理事及び監事）の定数は、新任期時に選出した役員数をもって当該期間の定数とみなすものとする。

(理事の定年と選任)

第3条 理事の定年と選任は次のとおりとする。

- (1) 理事の定年は、満75歳に達した時の任期までとする。
- (2) 理事を選任するにあたっては、新任期年度の4月1日現在において満74歳に達していない者を要件とする。
- (3) 理事は、通算又は連続して就任期間が15年を超えた場合は、その達した時の任期までとする。
- (4) 理事を選任するにあたっては、新任期年度の4月1日現在において通算又は連続の就任任期が14年に達していない者を要件とする。

(役員を選出)

第4条 理事は加盟団体等の正会員から選出することを原則とし、理事としてふさわしい活動実績が認められる者の中から次期役員候補を理事会が選出する。

- 2 会長にあっては、法人を代表する者として適任者であれば、選出する時点において正会員でなくとも次期候補者としてすることができる。
- 3 会長は、協会の運営上必要とする場合に正会員または正会員以外から理事1名を次期役員候補として選出できる。
- 4 前第2項および第3項に該当する者は、その職にある期間は正会員でなければならない。
- 5 監事は、その職責の適任者であれば正会員でなくとも次期候補者としてすることができる。

(役員任期)

第5条 役員任期は2年間とし、総会から改選期の総会までとする。

(規程の変更)

第6条 本規程は、理事会の承認を得て変更する。

附 則

この規程は、平成23年10月27日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。